

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途

1	地方消費税(交付金)引上げ分(社会保障財源化分)歳入決算額	1,184,411 千円
2	社会保障施策に要する経費 〔消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保険衛生に関する施策をいう。)に要する経費 ※2〕	14,219,504 千円 ※1
3	2の経費の内、一般財源充当額	6,144,356 千円
4	3の一般財源充当額の内、地方消費税交付金引上げ分(社会保障財源化分)充当額	1,184,411 千円

【社会保障施策に要する経費とその財源内訳】

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・県 支出金	市債	その他	地方消費税 (交付金)引 上げ分 (社会保障財 源化分)	その他
社会 福祉	生活保護	1,102,799	794,239	0	24,590	42,298	241,672
	児童母子福祉 (児童手当、私立保育所、子ども医療等)	5,390,161	3,812,261	0	97,516	489,693	990,691
	障がい者高齢福祉	2,714,308	1,793,693	0	6,145	136,214	778,256
	社会福祉	94,389	33,897	0	0	9,011	51,481
	小計	9,301,657	6,434,090	0	128,251	677,216	2,062,100
社会 保険	国民健康保険(一般会計繰出金)	621,334	456,210	0	0	24,596	140,528
	介護保険(一般会計繰出金等)	1,395,168	74,928	0	0	196,655	1,123,585
	後期高齢者医療(一般会計繰出金)	1,452,604	174,860	0	0	190,325	1,087,419
	小計	3,469,106	705,998	0	0	411,576	2,351,532
保健 衛生	保健衛生(母子保健)	757,212	664,660	0	1,135	13,617	77,800
	予防健康(予防接種、健康診断等)	691,529	53,386	0	87,628	82,002	468,513
	小計	1,448,741	718,046	0	88,763	95,619	546,313
合計		14,219,504	7,858,134	0	217,014	1,184,411	4,959,945

※1 別紙の「社会保障関係費の推移」の総事業費R2決算の額16,737,694千円と上の表の経費の合計14,219,504千円が異なるのは、地方消費税(交付金)引上げ分(社会保障財源化分)は、事務職員の人件費や事務費に充てることができないこと、また各施設の管理費、高齢者交通費助成等を除いているためです。

※2 地方消費税収(引上げ分)については、地方税法第72条の116において、消費税法第1条第2項に規定する社会保障4経費(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費)を含む社会保障施策(社会保障4経費に予防接種、健康診断、障がい者サービスを加える)に充てることとされています。